

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和5年11月14日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パロー多治見ショッピングセンター
多治見市若松町1丁目34番地 外32筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社パローホールディングス
代表取締役 田代 正美
恵那市大井町180番地の1